

第1章

対面とリモートが並行して行われる方向 コロナ禍を経た税務調査の 最新トレンド

【この章のエッセンス】

- 当局は、対面による税務調査に回帰している。
- 一方で、Web会議システムを介しての従来のリモート調査に加え、完全なリモート調査も解禁になっている。
- コロナ禍で情報の持ち帰り量が増えた流れが現在も続いており、当局が大量の資料提出を依頼する例も散見される。

令和元～3事務年度の状況

新型コロナウイルスの流行（以下、「コロナ禍」という）も一時期よりは落ち着き、世間的にはウィズコロナ・

アフターコロナの状況といわれているところである。コロナ禍の影響を受けた令和元事務年度後半から令和2事務年度を通して、税務調査においても臨場を控える運用がされ、税務調査件数自体が減少した（図表1参照）。

その結果、法人調査全体としての税収は減少したものの、ターゲットを絞って税務調査を実施したため、1件当たりの追徴税額は増えており、当局が混乱した状況のなかで税収確保のために全力を尽くした様子が窺える。

令和4事務年度の状況

2022年7月から始まった令和4事務年度においては、近時の状況を鑑みて、臨場による従来型の税務

調査を増やす方針が取られており、体感としても従来型の税務調査のウェイトはほぼコロナ禍前の水準に戻ったように感じられる。しかし、税務調査のあり方自体としては、従来型に加えて、コロナ禍のなかでノウハウが蓄積されたリモートによる調査も並行して行われている。当局が、納税者の置かれている環境や要望に応じて、個別の対応をしている状況である。

リモート調査

リモート調査に関しては、コロナ禍が税務調査に深刻な影響を与えるようになった令和2事務年度当初から、調査担当者が臨場して法人の会議室などを使用し、Web会議システムを介して本社や事業所などの社

（図表1） 法人税・消費税実地調査の状況

	令和元事務年度 (2019年7月～2020年6月)	令和2事務年度 (2020年7月～2021年6月)	令和3事務年度 (2021年7月～2022年6月)
当該期間中のコロナ禍の影響 (東京都の例)	第一回緊急事態宣言： 2020年4月7日～同5月25日	第二回緊急事態宣言： 2021年1月8日～同3月21日 第三回緊急事態宣言：2021年4 月25日～同6月20日	第四回緊急事態宣言： 2021年7月12日～同9月30日
実地調査件数(千件)	76	25	41
申告漏れ所得額(億円)	7,802	5,286	6,028
追徴税額(億円)	2,367	1,936	2,307
調査1件当たりの追徴税額(千円)	3,135	7,806	5,701

(出所) 国税庁HP法人税等の調査実績の概要をもとに筆者作成